佐野市監查委員告示第15号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成28年10月31日

佐野市監査委員 栢 島 和 男

佐野市監査委員 春 山 敏 明

第1 監査箇所

市民生活部(環境政策課、クリーン推進課、葛生清掃センター、人権・ 男女共同参画課、隣保館、交通生活課、市民課、支所、田沼行政センター、 葛生行政センター)

第2 監査期間

平成28年9月2日から平成28年10月27日

第3 監査の結果

1 環境政策課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

2 クリーン推進課、葛生清掃センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

3 人権・男女共同参画課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

4 隣保館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

5 交通生活課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

6 市民課、支所

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

7 田沼行政センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

8 葛生行政センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。